

函館市低所得世帯臨時特別給付金支給事業事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため臨時的に実施する函館市低所得世帯臨時特別給付金（以下「低所得世帯臨時特別給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 低所得世帯臨時特別給付金の支給対象者は、次の各号に掲げる世帯の世帯主とする。

(1) 令和5年6月1日（以下「6月1日基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（6月1日基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、6月1日基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、6月1日基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる区分に応じ、アまたはイのいずれかに該当する世帯の世帯主

ア 令和5年度分の市町村民税の均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯

イ 令和5年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者で構成される世帯および令和5年度分の市町村民税の均等割のみ

が課されている者と市町村民税の均等割が非課税である者で構成される世帯 同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和５年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者である世帯ならびに同一の世帯に属する者が令和５年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者および令和５年度分の市町村民税の均等割が非課税である者のみで構成される世帯

- (2) 令和５年１２月１日（以下「１２月１日基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（１２月１日基準日以前に、住民基本台帳法第８条の規定により住民票を消除されていた者で、１２月１日基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、１２月１日基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の世帯主

ア 前号アに掲げる世帯

イ 前号イに掲げる世帯

- (3) 令和６年６月３日（以下「６月３日基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（６月３日基準日以前に、住民基本台帳法第８条の規定により住民票を消除されていた者で、６月３日基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、６月３日基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる区分に応じ、アまたはイのいずれかに該当する世帯の世帯主のうち、前号と同一の世帯および前号の世帯の世帯主であった者を含む世帯の世帯主（本市以外の市区町村において同様であった者を含む。）を除いた世帯主

ア 令和６年度分の市町村民税の均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和６年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同

じ。)の均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯

イ 令和6年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者で構成される世帯および令和6年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者と市町村民税の均等割が非課税である者で構成される世帯 同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者である世帯ならびに同一の世帯に属する者が令和6年度分の市町村民税の均等割のみが課されている者および令和6年度分の市町村民税の均等割が非課税である者のみで構成される世帯

(4) 令和6年12月13日(以下「12月13日基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者(12月13日基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、12月13日基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、12月13日基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和6年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者である世帯の世帯主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 租税条約による免除の適用を受けている者を含む世帯

(2) 前項第2号から第4号までに規定する世帯のうち、市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(支給額)

第3条 支給対象者に対して支給する1世帯当たりの低所得世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 前条第1項第1号アに規定する支給対象者 3万円
- (2) 前条第1項第1号イに規定する支給対象者 1万8千円
- (3) 前条第1項第2号アに規定する支給対象者 7万円
- (4) 前条第1項第2号イに規定する支給対象者 10万円
- (5) 前条第1項第3号に規定する支給対象者 10万円
- (6) 前条第1項第4号に規定する支給対象者 3万円

2 前項第4号の支給対象者のうち、同項第1号の低所得世帯臨時特別給付金の支給を受けた者の同項第4号の低所得世帯臨時特別給付金の金額は、7万円とする。

(こども加算)

第4条 第2条第1項第2号から第4号までに規定する支給対象者の世帯員に、18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童。以下同じ。）がいるときは、前条第1項第3号から第5号までに掲げる金額には当該児童1人につき5万円を、前条第6号に掲げる金額には当該児童1人につき2万円を加算（以下「こども加算」という。）する。

2 次の各号に掲げる児童は、支給対象者からの申請により、前項のこども加算の算定に含める。

- (1) 世帯員ではないが生計が同一であると市長が認める18歳以下の児童
- (2) 第2条第2号の世帯主の世帯において、令和5年12月2日から令和6年8月31日までに出生した児童
- (3) 第2条第3号の世帯主の世帯において、令和6年6月4日から令和6年10月31日までに出生した児童
- (4) 第2条第4号の世帯主の世帯において、令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生した児童

- 3 第1項の支給対象者の世帯員である18歳以下の児童に、住民票を移していない施設入所児童がいることが確認された場合は、当該児童をこども加算の算定に含めない。

(受給権者)

第5条 低所得世帯臨時特別給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日（第2条第1項第1号に規定する世帯主においては6月1日基準日とし、同項第2号に規定する世帯主においては12月1日基準日とし、同項第3号に規定する世帯主においては6月3日基準日とし、同項第4号に規定する世帯主においては12月13日基準日とする。）以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の申請)

第6条 低所得世帯臨時特別給付金の支給を受けようとする者は、確認書等（別記第1号様式から別記第4号様式まで、別記第8号様式、別記第9号様式、別記第11号様式から別記第13号様式まで、別記第16号様式から別記第18号様式まで、別記第21号および別記第22号の確認書（以下「確認書」という。）または別記第5号様式、別記第10号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第19号様式、別記第20号様式、別記第23号様式および別記第24号様式の申請書（以下「申請書」という。）をいう。以下

同じ。)により支給の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請に基づく支給は、原則として申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方法により行うこととする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと等その他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。
- 3 申請者は、低所得世帯臨時特別給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(給付支援サービスによる申請)

- 第6条の2 第2条第1項第3号および第4号に規定する支給対象者のうち、その者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている者は、前条第1項の規定にかかわらず、国が整備する給付支援サービスにより申請することができる。
- 2 前項の申請に基づく支給は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条に基づく公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）に振り込む方法により行うこととする。

(公金受取口座への振込)

- 第6条の3 第2条第1項第3号に規定する支給対象者のうち、公金受取口座を登録している者ならびに同項第4号に規定する支給対象者のうち、公金受取口座を登録している者および市から同項第2号または第3号に係る給付金が支給された口座がある者については、当該口座への振込に関するお知らせを通知後、市が別に定める期日までに受給辞退または振込先変更の申し出があった者を除き、当該口座へそれぞれ低所得世帯臨時特別給付金を振り込むものとする。
- 2 前項による振込に際して、第6条または前条による申請を要しな

い。

- 3 第1項において、公金受取口座への振込が不能となった者においては、第6条第1項の確認書による申請を行わせることとする。

(代理による申請等)

第7条 受給権者に代わり、代理人として第6条第1項の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人は、確認書の提出をするときは確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは申請書に加え原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
 - 3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号または第3号に掲げる者である場合にあっては市長が別に定める方法により、それぞれ代理権を確認するものとする。

(提出期限等)

第8条 低所得世帯臨時特別給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 確認書および申請書に関する提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日とする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する支給対象者 令和5年11月30

日

(2) 第2条第1項第2号に規定する支給対象者 令和6年5月31日（ただし、第4条第2項第2号に係る申請にあっては、令和6年8月31日）

(3) 第2条第1項第3号に規定する支給対象者 令和6年10月31日

(4) 第2条第1項第4号に規定する支給対象者 令和7年7月31日

3 第4条第2項第2号および第3号の児童に係るこども加算の確認書または申請書および第2条第1項第4号に規定する支給対象者に係る確認書または申請書（当該支給対象者に係るこども加算の確認書または申請書を含む。）前項に掲げる日の翌日以後に市に郵送された場合、前項に掲げる日までの消印が付されているものにあつては、当該確認書または申請書を有効なものとして取り扱うものとする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書等の提出があつた場合において、低所得世帯臨時特別給付金を支給することと決定した場合は別記第6号様式の通知書により、低所得世帯臨時特別給付金を支給しないことと決定した場合は別記第7号様式の通知書により、当該確認書等を提出した者に通知するものとする。

（低所得世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は低所得世帯臨時特別給付金の支給に関する事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方式、提出期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条第1項

または第6条の2第1項の規定による申請が行われなかったときは、支給対象者が低所得世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により低所得世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得世帯臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 低所得世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行する。